

ID: 20

担当部署: 総務部 総務課 総務係

<p>処分の概要</p>	<p>指定管理者の指定の取消し等</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第10条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成18年条例第74号</p>		
<p>【根拠条文】 (指定の取消し等) 第10条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>